

習志野市住生活基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ◆実施期間:令和7年11月15日～12月15日
- ◆受付件数:合計1件(1団体)
- ◆意見件数:10件

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
1	習志野市住生活基本計画	全体	<p>住宅確保要配慮者の住宅確保と住み続けるための支援についての方策を計画に入れてください。</p> <p>障がいのある人の支援を通して、住宅の確保困難な場面に遭遇することがしばしばあります。市営・県営住宅に入居できる人はごくわずかで、一般の賃貸住宅の入居を支援することがほとんどです。住生活基本計画(案)のP71に掲載されているように「保証人を確保できない」場合もありますが、この件は保証人会社を利用することでかなり改善されています。しかし「緊急連絡先を依頼できる人がいない」ことで、賃貸できない人がいるために、当協議会では令和2年より「障がいのある方の居住支援」の課題解消に向けての協議を継続しています。</p> <p>今回の計画の中に、「住宅確保の困難さの課題があること」を明記するとともに、その対策としての「居住支援協議会の設置」を記してください。</p>	<p>P70 (12) 住宅セーフティネットの充実で、高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の安定した居住の確保と民間賃貸住宅のセーフティネットの仕組みづくりについて記載しております。</p> <p>「住生活基本計画」は施策の方向性を示すものであり、個別具体的な施策につきましては、それぞれの施策の方向における主な取組の中で示してまいります。</p> <p>現在、居住支援協議会の設置予定はありませんが、「千葉県居住支援協議会」に継続して参加し、県内各市町村の居住支援の状況を情報共有するなど、引き続き住宅確保要配慮者への居住支援の充実に取り組んでまいります。</p>
2	計画の背景と目的	P6	<p>1. P6 計画の背景と目的 →以下を追記してください</p> <p>「居住支援協議会」の設置は、令和6年(2024年)から地方公共団体の努力義務となりました。住宅確保要配慮者の居住支援を強化するために住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称:住宅セーフティネット法)の改正によるものです。</p>	<p>P6 1. 計画の背景と目的では、計画の冒頭で全国的に住生活基本計画が策定されるに至る背景と総合的な目的について記載しております。</p> <p>個別の施策の詳細につきましては、本項目には追記いたしません。</p>
3	計画の位置づけ	P7	<p>2. P7 2計画の位置づけ 整合を取る計画に「地域福祉計画」を明記してください。</p>	<p>整合を取る計画のうち「光り輝く高齢者未来計画」を削除し、上位計画である「地域福祉計画」を明記します。</p>
4	基本目標4 だれもが安心して住み続けられる住環境の形成	P66	<p>3. P66 基本目標4 だれもが安心して住み続けられる住環境の形成 →追記してください</p> <p>基本目標4 だれもが安心して住宅を確保し住み続けられる住環境の形成 ※「八千代市住生活基本計画(2019年度～2028年度)」では、「住宅・住環境に関する現状と課題・特性」の「2住宅事情の動向に係る課題」の1つに「住宅確保に困窮している世帯への居住支援」が項目として挙げられています。近隣市の状況と習志野市の状況は大きく変わらないと考えます。八千代市の「住生活基本計画(2019年度～2028年度)」の中での課題のとらえ方は、より明確で実態に即しています。</p>	<p>本市の住生活基本計画(案)でも、基本目標4 だれもが安心して住み続けられる住環境の形成、(12)住宅セーフティネットの充実で、多様な主体と連携したセーフティネット体制の充実、セーフティネット住宅の登録促進を主な施策(課題)として記載しております。</p>

習志野市住生活基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
5	重点施策4(12) 住宅セーフティネットの充実	P68	<p>4. P68 重点施策4(12) 住宅セーフティネットの充実 以下の実施を検討してください。</p> <p>家賃低廉化住宅 高齢者や障がいのある人、子育て世帯等で所得が低く、住まい探しが困難な人のために、大家へ家賃を補助する制度。登録された住宅に低所得者が入居した場合、月々の家賃を4万円(国2/1、市2/1)補助します。空き家・空き室を活用したい大家と住居確保要配慮者をつなぐ制度です。</p> <p>家賃債務保証支援事業 家賃の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できないとの理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している低所得者のうち、高齢者世帯、ひとり親世帯及び障がい者世帯に対して、家賃等債務保証契約時に要する費用を一部助成する制度です。</p>	引き続き住宅確保要配慮者への居住支援の充実に取り組んでまいりますが、本市では、「家賃低廉化住宅」「家賃債務保証支援事業」の実施予定はありません。
6	重点施策3 基本目標4(10)主な施策 重点施策4(12) 住宅セーフティネットの充実 第8章 計画の推進に向けて	P66 P68 P78	<p>5. P66 重点施策3 基本目標4(10)主な施策 P68 重点施策4(12) 住宅セーフティネットの充実 P78 第8章 計画の推進に向けて →以下を追記してください</p> <p>関係部署が連携し官民が参画する「居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者の居住支援に関する課題を共有、必要な方策を検討する場を作ります。 ※「居住支援協議会」の設置は、令和6年(2024年)から地方公共団体の努力義務となっています。これは住宅確保要配慮者の居住支援を強化するために「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(通称:住宅セーフティネット法)の改正によるものです。 習志野市住生活基本計画の期間は令和8年から令和17年となっておりますが、10年の間には習志野市にも「居住支援協議会」が必要になることは見込まれます。 ちなみに、八千代市では居住支援協議会設置の準備が進められています。</p>	現在、居住支援協議会の設置予定はありませんが、「千葉県居住支援協議会」に継続して参加し、県内各市町村の居住支援の状況を情報共有するなど、引き続き住宅確保要配慮者への居住支援の充実に取り組んでまいります。
7	図表59 住宅確保要配慮者の世帯数将来推計	P55	<p>6. P55 図表59 住宅確保要配慮者の世帯数将来推計 住宅確保要配慮者には障がい者も含まれていますが、図表59には障がい者が分類として入っていません。この図表を掲載することが適当か、再検討してください。</p>	図表59には、障がい者が分類として入っていませんが、障がい者は、住宅確保要配慮者としては、高齢者や単身者、生活困窮者、子育て世帯等に含まれております。
8	民間賃貸住宅のセーフティネットの仕組みづくり	P69	<p>7. P69 民間賃貸住宅のセーフティネットの仕組みづくり →追記してください 「緊急連絡先」がなくて賃貸借契約ができない人がいます。居住支援法人等との連携による解決法を検討します。</p>	居住支援法人等との連携については、関係部局が解決策を協議する場において検討してまいります。

習志野市住生活基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
9	全体を通して	全体	8. 全体を通して 「居住サポート事業」という単語が出てきます。障害者総合支援法の市町村事業である「居住サポート事業」なのか、別の法律で定められた「居住サポート事業」なのかがわかるように明記してください。	「居住サポート住宅認定事業」は、令和7年10月より実施している国の事業です。申請する賃貸住宅が所在する市区町村で認定を行う住宅セーフティネット法に基づく事業です。
10	居住者の視点	P57	9. P57 居住者の視点 →追記してください 高齢者等が住み続けられる住環境の整備	居住者の視点の課題を「高齢者等が住み続けられる住環境の整備」に、修正します。

習志野市住生活基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方